キ　陸上移動局（携帯無線通信又はローカル５Ｇの無線局による無線通信の中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められるもの　各搬送波のチャネル間隔に応じてア又はイに定める値	［新設］
［(4)　略］	［(4)　同左］
［第13～第51　略］	［第13～第51　同左］
第52　時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、電波の型式に冠して表示する。	第52　［同左］
［1　略］	［1　同左］
2　シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の無線設備	2　［同左］
(1)　チャネル間隔が５MHzのもの　５MHz	［新設］
(2)　［略］	(1)　［同左］
(3)　チャネル間隔が15MHzのもの　15MHz	［新設］
(4)～(7)　［略］	(2)～(5)　［同左］
(8)　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔の総和に応じて(4)から(7)までに定める値	(6)　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔の総和に応じて(2)から(5)までに定める値
(9)　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じて(2)及び(4)から(7)までに定める値	(7)　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの　各搬送波のチャネル間隔に応じて(1)から(5)までに定める値
(10)　陸上移動局（中継を行うものを除く。）の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いることができないと認められるもの　各搬送波のチャネル間隔に応じて(1)から(4)までに定める値	［新設］
［第53～第80　略］	［第53～第80　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第四条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（特定無線設備等）	（特定無線設備等）
第二条　法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。	**第二条**　［同上］
［一～十一の三十の二　略］	［一～十一の三十の二　同上］
十一の三十の三　設備規則第四十九条の六の十二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分に限る。）及び第七項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備	［新設］
［十一の三十一～十一の三十一の四　略］	［十一の三十一～十一の三十一の四　同上］